令和5年度版

誰にでもやさしい建物の工事をお考えの方を応援します！！

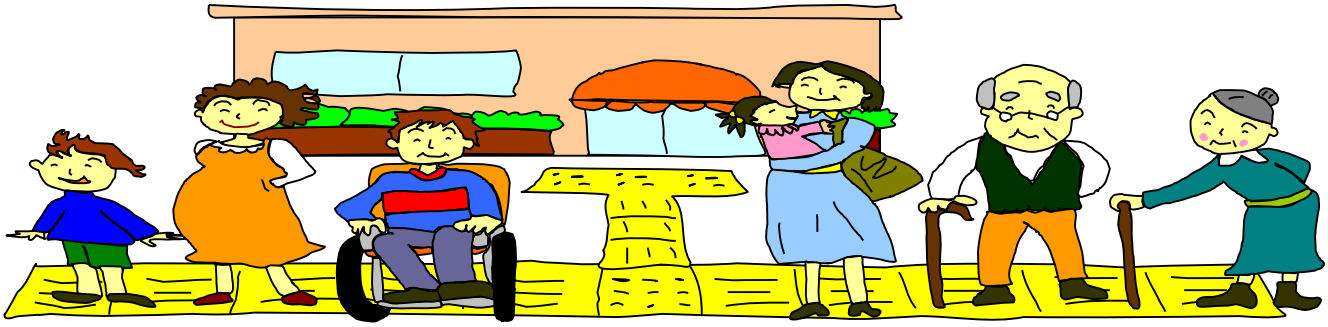

八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業

乳幼児と一緒の人も利用しやすい建物にしたい

高齢者も利用しやすい建物にしたい

車いす利用者の人も利用しやすい建物にしたい

日本語が苦手な方など誰もが利用しやすい建物にしたい

八代市では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすいよう改修される際に、改修費の一部を補助する制度を設けています。
補助額は２００万円または５０万円※を限度とし、一定の基準を満たすことが必要となります。

※補助メニューによって限度額が変わります。

●助成の対象となるのは、以下のような建物です

不特定かつ多数の人が利用する施設

（例）物販店舗、ショールーム、飲食店、理髪店・美容室、ホテル・旅館、診療所、公衆浴場など（ただし、住宅や病院、老人福祉施設などは対象外です）

●助成の対象となるのは、以下のような工事です

車いすの方やお年寄りの方も含め、だれもが利用しやすいように、自動ドア・スロープ・手すり、車いす使用者用トイレや駐車場の設置、その他の整備をしたい。

※　詳しくは、市の建築指導課までお尋ねください。

☎　0965－33－4750

●補助メニュー

改修タイプ	補助対象工事費	補助対象工事費（上限額※4）	補助率	補助額（上限額※4）
原則型	建築物特定施設※1がすべて建築物移動等円滑化基準※2に適合となるもの。	300万円	2／3	200万円
経路全部改修	建築物特定施設（移動等円滑化経路※3に係るものに限る。）が原則として建築物移動等円滑化基準に適合するもの。	300万円		200万円
経路部分改修	１以上の建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るものに限る。）が原則として建築物移動等円滑化基準に適合するもの。（ただし、当該基準に適合しない建築物特定施設について有効な措置が講じられているものに限る。）	75万円		50万円

※1 建築物特定施設：出入口、廊下等、階段、便所、敷地内通路、駐車場など
※2 建築物移動等円滑化基準：高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な構造及び配置。
※3 移動等円滑化経路：高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路
※4 上限額：補助対象工事費及び補助額の上限額に満たない場合は、実際の工事費が限度となります。

●補助制度の概要

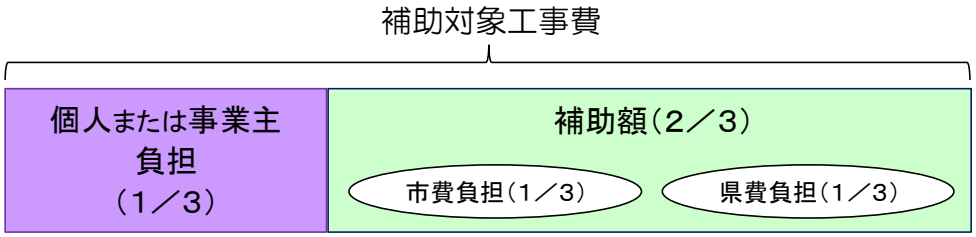

※（　　）内は、補助対象工事費の負担割合を示しています。

●補助制度の手順

詳細は事前に建築指導課へ御相談ください。

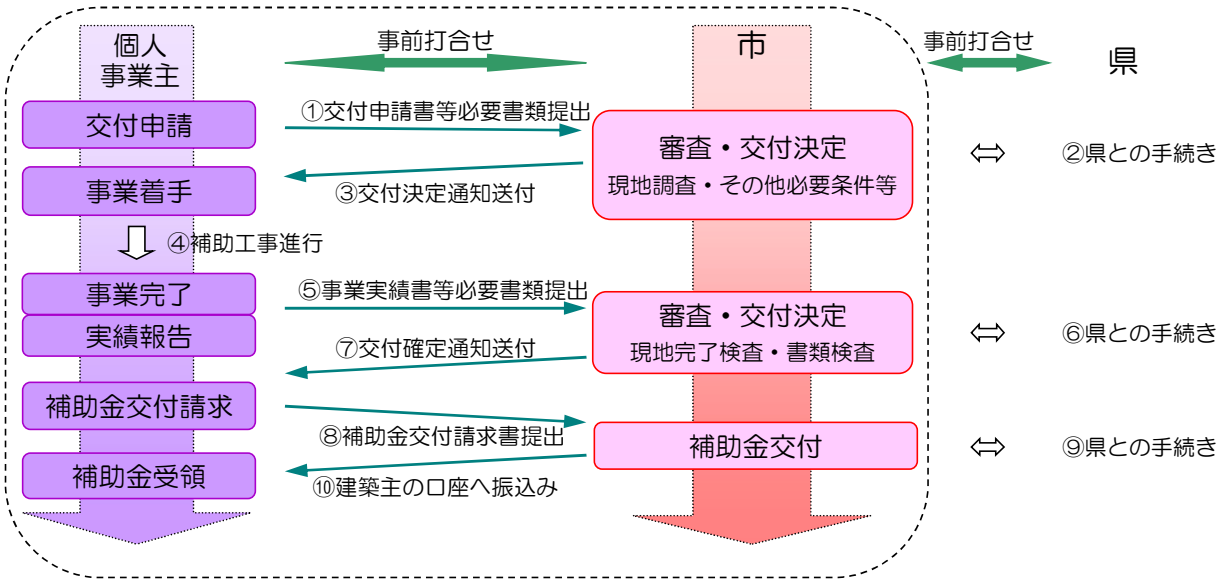

※県との手続きは市が行います。

※　詳しくは、市の建築指導課までお尋ねください。

☎　0965－33－4750